

NO. 40	発行日 2018年9月	改定日
トレーラの点検整備方式の一部改訂について		

平成 30 年 6 月 27 日、車両総重量 8t 以上の自動車（トレーラ含む）の 3 ヶ月毎に行う自動車点検基準等の一部を改正する省令（国土交通省令第 51 号）及び自動車の点検及び整備に関する手引きの一部を改正する告示（国土交通省告示第 781 号）が公布されました、これによりスペアタイヤ取付装置、スペアタイヤ及びツールボックスの取付に関する定期点検を義務づけ、平成 30 年 10 月 1 日から施行されることになりました。日本自動車車体工業会トレーラ部会では、この度、トレーラの点検整備方式、トレーラの点検・分解整備記録簿およびトレーラ定期点検整備の手引きを改訂します。

※自動車点検基準の改正は、使用過程車にも適用します。

1. 自動車点検基準等の一部改正の内容

- (1) スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
 - スペアタイヤを取り外し、次の点検を行なう。
 - ・スペアタイヤ取付装置の取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
 - ・スペアタイヤ取付装置に緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、がたがないかを手で揺するなどして点検し、さらに、損傷がないかを目視などにより点検する。
 - ・スペアタイヤのディスク・ホイールのボルト穴や飾り穴の周り及び溶接部に亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検する。また、スペアタイヤ取付装置とディスクホイールの合せ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
- (2) スペアタイヤの取付状態
 - スペアタイヤを取り付ける際に次の点検を行なう。
 - ・スペアタイヤ取付装置のハンドルが円滑に回ること及び吊上げチェーンにねじれや引っかかりがないことを確認し、規定のトルクで締め付ける。
 - ・スペアタイヤを取り付けた後、スペアタイヤに異常な傾きがないかを目視などにより点検し、また、スペアタイヤを強く押すなどして取付けに緩みがないかを点検する。
- (3) ツールボックスの取付部の緩み及び損傷
 - ツールボックスの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。

2. 点検項目及び点検時期

○：メーカー指定項目 ●：法定項目

点検項目		点検時期		
点検箇所	点検内容	日常点検	3月ごと	12月ごと
車枠及び車体	スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷		●	●
	スペアタイヤの取付状態	○	●	●
	ツールボックスの取付部の緩み及び損傷		●	●



ツールボックス (例)

※ツールボックスの解釈については各トレーラメーカーに御問い合わせください。